

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 中世西欧の国家構造   |
| Sub Title        |   |
| Author           | 高村, 象平  |
| Publisher        | 慶應義塾経済学会  |
| Publication year | 1948  |
| Jtitle           | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.3 (1948. 3) ,p.107(1)- 120(14)   |
| JaLC DOI         | 10.14991/001.19480301-0001  |
| Abstract         |   |
| Notes            | 論説  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19480301-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19480301-0001</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

高橋誠一郎著

A五判 價三三〇圓 丁五圓

# 經濟學史略

(新刊)

「本書は、著者が是れ迄公にした經濟思想史及經濟學史に關する可なりに數多い著作及論稿の中から、抜撰補填して西洋經濟學發達の概略を叙し、併せて之れが我が國傳來の跡を顧眄しようとしたものである。」(序文の一節)——斯くの如く、本書は希臘・羅馬の太古から經濟學傳來の跡を辿つて、官房學者・重農學派の前驅的理論より、巨星アダム・スミス現はれてマルサス、リカアドオ、ミルの絢爛たる古典學派の開花となり、一方、初期佛蘭西のそれよりラッセル、マルクスの科學的のそれに至る迄の社會主義を檢討して、講壇社會主義、基督教社會主義に及び、限界效用學派、埃太利學派、數理學派の三大學的財とそれを相續した現代經濟學に到り、終の一篇はフイツゼリング以來の西洋經濟學の日本移植とそれの今日迄の發展を叙して筆を收めた。本文五五七頁、書名註一六頁、人名索引一一頁、學界多年待望の高橋先生の一貫せる經濟學史は遂に出來た。

慶應出版社

## 中世西歐の國家構造

高村象平

本稿は昭和二十二年度に私が擔當した「一般經濟史」の講義の一部分である。聴講者の便宜を考へ本誌の紙幅をかりて印行する。かかる特殊な成稿事情からして、本稿には當然附すべき参考書からの註を一切省略してあるし、その他方、専門家にとつては全く蛇足の觀がある傍註が添えてある。共に諒恕していただきたい事柄である。

中世西歐の國家構造はゲルマン諸部族國家を以て始まり、略々第九世紀末に封建國家に移り、更に第十三世紀に至つて等族國家へと三轉した。

第四——七世紀の謂ゆる民族大移動の間に成立したゲルマン諸部族國家には共通の要素とも稱すべきものが見られる。その第一は、移動期に部族防護の必要上強化された主従結合——相互的な信實、忠誠契約に基づく——を基礎とする軍王制の下にあつたことである。但し國制上民會は存置されてゐたから一般自由民も意志表示の途を有したのであり、軍王制といつても高壓的な武力支配に終始するものではなかつたが、王位は血統に従つて繼承され、貴族は生得權に基づいて官職に就く等、一般民も階序的社會構成を是認してゐるのであつた。これに反して、概ね異種族の皇帝を戴いた末期羅馬には帝位繼承の原則として血統權の如きものはなく、帝國領内全般に亘つて遠心的な封建主義の分解傾向が著しかつた。これが第二の共通點であり、この故に羅馬舊領はゲルマン諸部族國家の建設に適した場所だ

中世西歐の國家構造

一 (105)

り得たのである。第三の共通的要素としての基督教は、始めゲルマン人の間にはアリウス派の異端説——基督の神性を否定す——が受け入れられ羅馬カトリック教會と對立する情勢にあつたが、諸部族は第六世紀以降漸次にカトリック教に歸依する傾向をとつた。この改宗は、その治下にあつてカトリック教を奉ずる多數の羅馬人を信服せしめると共に、支配者としての地位を高める上に大いに役立つた。

ゲルマン諸部族の中で他に抜んで中世初期の西歐社會を嚮導したのが、ガリアにおけるフランク族であつた。その國政の中心は宮廷であり(後にこの廷吏の間から宮宰が支配的地位に就くに至る)、地方行政も最初は中央差遣の王使(後年の巡察使の先驅)が掌さどつた。然し聽てこれには王の側近者から任免される伯が當ることとなり、伯はその統治を委ねられた管區に定着することが多かつた。ここに出生貴族と並んで官職貴族が出現した。彼等は武装せる從者に擁されて強大な政治権力を行使するに至る。その所領にはイムムニクスが形成された。それは羅馬の不輸の制度に發するが、フランクの王領地、更に王から聖俗貴族へ分與された土地に適用され、内容も擴大して不入の特権も含むやうになつたのである。その設定地域の居住者の小事件に關する裁判權——從つて裁判収入も賦與された。しかもイムムニクスは本來これを許與された特定者の人的特権であつたから、廣く分散した所領の領主は國內各地において裁判權を行使し得、それは一村一部落の一部とか一農民課役地についての裁判權であるといふ場合も尠なくなつた。但し當初イムムニクスの許與が國王の專營であつた間は、かかる獨立法團の形成も、國家統治上危險なものではなかつたわけであつた。

第七世紀中葉以降フランクのメロヴィング王家の勢力は同族の内訌によつて消盡し、分裂した諸公國は相互に制覇を事とした。遂にアウストラシア(東國)の宮宰・中ピピンによつてフランク王國の再統一は成り(六八七年)、その後宮宰・小ピピンは王位に即いてカロリング王朝を開いた(七五二年)。この王朝の下でフランクの國家構造は組織立つて行つた。即ち前代における主従關係とイムムニクスとは既に封建社會形成の條件を提供してゐたのであつたが、ここに右の人的結合は一層強化され、從者は主君に對して托身と忠誠宣誓とを行なひ、その全人格を提供することになつた。同時に從者の臣事と從者とに對しては、恩給(知行や所領の對象をなす土地や各種の利益權。官職も含む)なる物件が授與された。この恩給は曩のメロヴィング朝下の王領地贈與に比すれば、受領者の所有權が確保されてゐた。そしてこれを主従の階序に従ひ下封することによつて、該物件の連鎖的從屬關係が形成され、それはピラミッド型の構造をなす主従關係と並行したのである。但しこれを以て第八世紀以降の西歐において恩給制と主従制とが常期的に結び付いたといふことは出来ない。この後にも恩給地なき從者があつたのである。然しカール大王(七六八—八一四年)の頃には、從者は忠誠を以て仕へるが故に封を受けるのであつて、受封に基づいて勤務するのではなかつた。即ち人的結合を基本とし、物的結合は副次的地位に置かれたのである。かかる人的結合の強化は、封構造の先頭に在る國王が陪臣の如き下位受封者からも優先的に忠誠を需めるやうになり、國王と直臣との間に確執を生じた際には、陪臣は國王の側に就くべきものとするのであつた。

かくてここに成立したフランク封給制と、主従關係乃至從者相互間の法律關係を律する封建法とによつて、封建主義はカロリング朝フランクの國制となつた。カール大王治下における集權的國家行政——例へば巡察使制度の強化、國王大權特許貨幣鑄造や關稅徵收の大權の執行——は、王が夫々の官職即ち公權の一部を委ねた貴族(直臣)の忠誠を籍りることによつて達成されたのであるが、それ等の官職が封建法を以て封與された場合、受封者は忠誠を失ふはざる限りその信任された権力を奪はれる懼れなくこれを行使し得ることを保證したのであつた。封建法を國王大

權の計畫的分散と大權受託者の義務履行の確保とに用ゐることはフランク<sup>フランク</sup>西歐的封建制の特徴をなしたのであつて、これは東洋の諸地方に見られる徵稅請負から土地領有に轉化する如き寄生的な秩録<sup>フランク</sup>封建主義と原理的に區別される點であつた。フランクの官職封與は單なる不勞所得ではなかつたのである。然し他方においてこの西歐における官職負帶者に對する封建法の保證は、彼等に官職の絶對的確保を與へることになる危険を包藏した。即ち國王の統制力が低下して、官職貴族の利己的越權行爲の故にこれを直ちに罷免することを得ない場合がこれである。それは本來奉仕すべき官職が領有された官職と化するのであつて、封(官職)の世襲化によりこの國家權力の分解傾向は著しくなるのであつた。のみならずカロリング集權を以てしてもイムムニタスは全廢し得ず、僅かに教會・修道院に對して諸伯と等位の守護を設置しこれを巡察使の統轄下に置いて國權の喪失を輕減し得たにとどまつた。又原住種族を單位とした諸公國も、種族貴族も、共に排除し得ず、ただカール大王の偉力によつてその分立的傾向を抑え得たに過ぎなかつた。しかも國境掩護には、却つて種族諸公の武力を起用することが必要であつたのである(邊境領の設置)。

カール大王なる非凡な支配者の下に帝國となつた——八〇〇年カール戴冠。八二二年東羅馬皇帝これを承認——のも束の間に、その歿後一方には王家相續に關する抗争とこれに結んだ種族貴族の動搖とにより、他方では外敵特にノルマン人の侵寇によつて、カロリング帝國は解體の道を通り、遂にヴェルダン條約(八四三年)、メールセン條約(八七〇年)によつて東西フランク國(後年の獨逸及び佛蘭西)に兩分し、伊太利半島も政治的獨立體をなすに至つた。この第九世紀後半は英吉利におけるアングロサクソン國家の統一開始期であり、又北歐スカンデナヴィアでは多數の小氏族國家から丁抹・諾威・瑞典の建國に進み、東歐のスラヴ人・マヂャール人も夫々その國家形成史を展開する氣配を示した時であつて、西歐の主要諸國家はこの時期にその姿容を整へ初めたのであつた。

ノルマン人の南下は、スカンデナヴィア三國形成に際して自由を希求しこれへの協力を拒んだ者が、貴族を首長として計畫的に國外に移住したものであつた。ヴィキングの遠征と呼ばれるが、然し單に鹵掠を事として歸國するを期したのではない。寧ろ曩の民族大移動の繼續と做し得るのであつた。彼等は早くも第八世紀に英吉利沿岸にその姿を現はしたが、第九世紀に至つてその侵寇の頻度は加はつた。これに對してアルフレッド大王(八七一—九〇〇年)は國內の態勢を整へてよく防衛に努めた。大王は國境堡壘の構築を全國民に課したが、これ等堡壘は夫々の地區の行政中心となつて爾後の國內統一の達成に資したのであつた。即ちノルマン人の侵寇は、英吉利においては結局國家權力の鞏固化と國民精神の覺醒とを惹き起したのである。これに反してルードヴィヒ虔王(八一四—八四〇年)治下のフランク國內混亂に乗じ西歐大陸北部への侵入は、帝國歿落期の諸現象を露呈せしめたのであつた。國王は防戦に努めても、直接の侵寇脅威を受けぬ諸領主は、危機に瀕した國家の需むる兵力を提供せんことなく、ただ自己の地位の増強に専念するのみであつた。既述の種族分立主義は明白であつた。ここにおいて國防の全負擔は、侵略を受けた地方の勢力者、特に教會にかかつたのであつて、聖職者は農民の自衛組織を率ゐて抗戦した。然し結局侵略者に對してよく拮抗し得る者は職業的軍人以外にはないことが明らかにされたのであつた。従つてノルマン人の侵入は西歐騎士階級の擡頭に寄與したといふべく、同時にそれは地方的勢力圏の形成、領主支配の強化にも亦寄與したのであつた。地方人士は實力なき中央權力より離れてこれ等地場的勢力者に頼り、これと密接に結んだのである。のみならずかかる大陸西北部におけるノルマン人侵寇の影響と類似せるものが、東南部において回教徒と洪牙利人との侵入によつて齎らされた。回教徒の侵入に對して屢々羅馬法王から援助を求められたカロリング朝諸王にはこれに應ずる實力なく、ここでも地方的勢力者の活動が見られ封鎖的支配圏が成立するのであつた(例へばカプアやベネヴェント地方に於

ける、スゴロト公の支配確立)。又ロムバルディアを荒掠する洪牙利人が受けた抵抗は、若干の地方的有力者のそれと防備ある諸都市のそれとに過ぎなかつた(都市ではバグイックが占領されただけであつた)。ここに後年の伊太利諸都市の獨立の基礎が置かれたのであり、フランク諸王は、都市領主たる諸司教に防衛上の特權を賦與して既成の事實關係を追認する以外には爲し得なかつたのである。

西歐大陸におけるこれ等の兵制の封建化の發生に續いて、司法關係も地方勢力者の壟斷するところとなつた。巡察使を通じての伯爵區とイムムニクス範域との統制はもはや行なふに由なく、中央の司法權の發動は殆んど全く阻止された。これは特に教會領において著しく、諸修道院は軍事的保護能力ある俗人有勢者を守護として自由に選定し、自領の支配確保に努めた。又イムムニクス範域は多く強力を以て擴張され、聖俗諸領主は隨所に國家から獨立する封鎖的の法圈を形成したのである。官職の封建化も亦進展した。カロリング朝フランクの行政管區からは中央の勢威は拂拭され、それ等は諸貴族の所領——公領、邊境伯領、伯領、守護領等——と化した。地方分權の完成である。但しこの過程はカロリング官職制の退化によるのみでなく、これ等の領有者が長い歲月に亘り或は自力を以て該地を防衛し、或は開墾、植民を行なふ等、本來の官職義務を超えた積極的行動に基づいて、その獨立を要求するに至つたものも多かつたのである。そして國王の直臣の中には、これ等諸領主の保有する豊富な資力に牽かれて、進んでその從者(即ち陪臣)となる者が輩出したのであつた。

かくの如き封建國家形成の基礎が築かれたのが第九世紀末である。中央權力の低下といふ觀點からすれば没落期であるが、然し同時にそれは爾後の西歐の趨勢に深甚な影響を及ぼした新しい分立的權力を以て充された時期であつたともいひ得る。この西歐封建國家の時代(第九世紀末——第十三世紀)に主從關係における忠誠觀念は變化した。それは最

も無政府的混亂状態にあつた佛蘭西に最初現はれ、諸方に擴まつたのである。元來從者は一人の主人に對して完全な忠誠と全人格の提供との義務を負つたのであるが、カロリング末期に既に二重の主從關係即ち一人の從者が二人以上の主人を有することが行なはれ初めた。道義觀念が地に墮ち王室と權力とを繞つて激しい争闘が日夜展開されてゐた當時、從者はその忠誠を多數の主人に賣ることを怯ぢなかつた。これは主人の側からいへば、一層多數の從者を必要としそのために實益を主として從者の全人格の從屬を要求せぬやうになり、從者の側からいへば、一層經濟的政治的保護を欲するやうになるといふ、不安な世相に胚胎するのであつた。殊に封建法には超國家的性質があるから、一國の從者が他國の主君と主從契約を締結することが出來た。この場合生ずる從者の義務についての争ひは、從者はその主人達の争ひには中立的立場を持つるといふことを以て解決された。かくて忠誠はその倫理的基礎を失なひ謂はゞ投機對象と化したのである。然しながら二重主從關係が普遍化するに及んで、この風習を矯正し初期の絶對的主從關係へ復歸せしめんとする動きが生れた。第十一世紀の教會關係文書に示されたものを初見とするが、從者はホモ・リギウス(嚴格な服從義務を負つた不完全自由人)と呼ばれ、主人に對して絶對の忠誠と服從とを負ふのである。この新概念によつて、教會は信頼すべき從者團を確保した。それは俗人勢力者との争ひに甚だ必要であつた。然し俗界の主君も亦間もなくこの新しい從者制を採用するに至つた。ここに從者は主人の同意を得れば別の主人を持つことは許されるが、然しこの單純な忠誠關係に對して前記の嚴格な忠誠關係は優越することが一般に認められ、主從關係の混亂は秩序立てられたのであつた。

然るに獨逸・伊太利の封建法には、リギウスの語並びに嚴格な忠誠の概念は存しなかつた。古ゲルマン的社會關係に發する從者の忠誠が行なはれる以上、その強化は不要であつたのである。しかもこれ等地方では時間的に對應する

現象として家<sup>ミニステリアル</sup>人<sup>制</sup>の發達があつたところから、ミニステリアルはホモ・リギウスの一形態であると做されることがある。然しミニステリアルは非自由人であり、概ねフランク時代に國王・大官に隸屬し家事及び軍務に服した非自由人の後裔である。これに反してホモ・リギウスは恆に自由人であつて、非自由人と同じ奉仕義務を有することがあつても、その義務は自由な意志による對等的契約に基づく。ミニステリアルには契約締結の法的資格なく、彼はその義務を生れながら持つのである。この家人制も第十一世紀の司教服務法に規定されたのが最初であつた。そして家人勤務法なる特殊法を以てその義務並びに権利が確定するに伴ひ、ミニステリアルは独自の身分を構成した。のみならず應てそのたづさはる職務の故に不自由の性格を抹消して身分を向上せしめ、自由人と同等の待遇を得、封も受け、下級貴族の列伍にも加はるに至つた。ここにおいて舊來の自由民の間から進んで家人たらんことを求める者も出で、自由民及び不自由民から騎士なる職業的階層が形成されたのである。

前述のカール大王の戴冠は、當時羅馬法王が世俗君主の援助に頼らねばその地位を維持することを得ぬ窮狀にあつたことに基ついたのであつた。又その後フランクの國情混亂に乗じて法王の権力は伸長したものの、應て羅馬における豪族の跋扈によりその立場が不安となるや、再び西歐の最強勢力、獨逸國王オットーに助けを求めた(九六二年オットー戴冠。爾後獨逸王は神聖羅馬皇帝となる資格を得)。この結果法王の地位は皇帝の意の儘に左右される状態を呈した。又教會に對する俗權の關與によつて、その地位に適はしからぬ者が聖職に就き、教會の腐敗を甚しくするのであつた。これを刷新せんとする運動がブルグンドのクリュニー修道院(ベネディクトス派)から始まつた。それは最初諸修道院が本來の紀律に立ち返へることを求める運動であつたが、應て俗化した教會の改革を綱領とするに至り、教會を純なるものにするには精神の自由即ち俗界諸勢力から解放されねばならぬと做した。教會法は制定され、自家聖黨

及び國家教會主義(教會を國家組織の中に包攝し國家權力を以て統治せんとするもの)従つて俗人の聖職敘任權は、法王の權威を侵すものとして否定された。のみならず法王グレゴリウス七世(一〇七三—一〇八五年)は、自ら神の意志の執行者として全基督教徒(國王や皇帝も含む)をその一存によつて動かし得ると主張さへしたのであつた。かかる積極的な法王の絶對權樹立の要求は、俗界最高權力(皇帝)を戴く獨逸を中心を展開されたが、然し謂ゆる敘任權争は程度の差こそあれ佛蘭西・英吉利等においても生じたのである。しかも法王の強硬な態度は却つて思はざる反作用を惹起した。即ち法王の要求は諸國君主の權利を侵害し國家を以て教權宣布の單なる手段と見るものに外ならぬと做され、國家亦自己の權利を以てこれに對抗する必要に驅られたのである。謂ゆる國民精神を抱く各國の聖職者は國王は國民の指導といふ神の召命にあづかる者であると唱えて國王に味方した。この助言は直接には、從來國家の庇護の下にある聖職者がその宗教上の統轄力を維持せんとする動機に發するものであつたが、同時に新しい國家理念の生成を促がし、謂ゆる國民國家形成過程の一階梯となるものであつた。素よりそれは、直ちに形成されたのではない。西歐諸國が國民的特質を自覺し、羅馬法王の制覇に對して自己の權利を主張し初めたのは第十三世紀後半においてであつて、それまでの間前記クリュニーの精神に動かされて起つた法王は、諸國の王侯と司教とを臣従せしめ、西歐基督教的世界を一つの教會國家としたのであつた。それはグレゴリウス七世以降、インノケンチウス三世(一二九八—一二二五年)の下に全盛の極に達し、ポニファチウス八世(一二九四—一三〇三年)にまで及んだのである。然るに經濟發達による現世的傾向の増大は、漸く教會に對する尊信の念を薄め、王權を伸長して法王に對抗する實力を有する國家も現はれた。その最も著しいのは佛蘭西であつて、遂にフィリップ四世(一二八五—一三二四年)は依然教權の絶對を強調するポニファチウス八世をその位から逐ひ、爾後暫らくの間法王廳は南佛アヴィニヨンに移されたのであ

つた(一三〇七—一三七七年)。この謂ゆる教會の幽囚とその後の教會「大分裂」とによつて法王廳の權威は失墜した。ここに諸國は、その内政から教會勢力を一掃し、謂ゆる世俗目的の追求に専念するに至る。この場合、國家權力の向上、國王主權の正當化のための武器として、再生せる羅馬法が援用された。即ち君主が夫々の領土における絶對的支配者たる上に羅馬法が利用されたのである。そしてここに西歐世界主義は分解されて、各々自立の途を進む諸國家體制となつたのであつた。

一〇六六年佛蘭西ノルマンディー公ウィリアムは英吉利を征服して王位に即き(一〇六六—一〇八七年)封建制を移植したが、國王は全國の土地保有者をソールスベリーに集めて王に對する臣従と忠誠とを契約せしめた(一〇八六年)。王權の強化とそれによる集權化の現はれである。ノルマン諸王及びこれに續くアンヂェヴィン王朝の王政は、諸領王に對して軍事的優越性を持ち、地方統治に干渉して領主の支配權を制限し得たがために、強力であつた。のみならずその王權の擴充は屢々諸領主の封建的權益を侵害した。遂に既得權の確保を求める諸領主は結束して起ち、ジョン王(一一九一—一二二六年)に迫つて彼等の要求を大憲章<sup>マグナカルタ</sup>によつて確認せしめた(一二一五年)。それは王の權力及び權利が封建的慣習乃至法の範圍内に存すること、王と雖も法には拘束されること、服従せざる場合は武力を行使してまでもこれを強要し得ること等の原則を確認せしめたものである。この法とは封建法を指すのであるから、右の原則は主従間の權利義務の相互性の確認であり封建的正義の原則の再生であつたに過ぎないともいへるが、然しその他方々に宣明された王權制限の原則が、總て英吉利的憲法の礎石となり、議會制度を發生せしめる契機となつたのであつた。素よりジョン王に大憲章を強要した貴族には、ノルマン征服以來の英吉利國制を破棄する意志もなかつたのであるが、結局において英吉利國民全體の自由と權利との擁護の源泉となつたのであつて、かかる意味からして大憲章の

成立は封建制よりの離脱の端緒たり得た。のみならずこの時、共同利益擁護のために、諸侯は從來ノルマン系貴族とアングロサクソン系貴族との間に存した溝渠を排して團結し、諸領主(下級貴族)亦これに應じて結束して、共に謂はゞ横斷的團結を形成した社會層——等族——として國王との間に交渉を行なつた。即ち舊來の封建主義下における個々の貴族と國王との間に結ばれた個別的關係が廢棄されたのではないが、然しその政治的意義は減少して行くことが示されてゐるのであつた。それは第十二—十五世紀の西歐國家が、等族なる社會制度をその政治生活の基本とする端緒であつた。

等族の政治的結集は封建主義の展開の結果であるが、必らずしも恆に自生的に形成されるとは限らない。國王の利益からこの結合が促進乃至維持されることも屢々あつた。佛蘭西の場合がこれであり、英吉利にも亦見られる。後者においてノルマン朝以來主要國政に關する助言を得るために國王が召集した直接受封者の會議は、ヘンリー三世(一二一六—一二七二年)の時から各州の自由民の選出した騎士を加へ、更に一定の都市からの市民代表を列席せしめた(一二六五年)。エドワード一世(一二七二—一二七七年)の時の典型議會もこれを踏襲して、俗人貴族・聖職貴族・庶民(騎士及び市民)の三等族から形成された(一二九五年)——次いで僧侶の自發的分離、騎士と市民との結合によつて上下兩院の分立(一三三二年)となる——。これ等は諸國王にとつてその政策を國民に徹底せしめる手段であつた。そして夫々の等族は、租税その他の負擔を引受けると同時にこれに對する一部の反抗を抑え得る集團勢力として利用されたのである。しかもこれ等諸等族はその勢力が均衡することが必要であつた。それが國王の地位を保持する所以であつたのである。佛蘭西の三部會亦これに類する。それは貴族・僧侶・第三等族(市民)より構成され、既述のフィリップ四世が法王に對する反抗的態度を國民に訴へるの支持を得るために、最初開かれた(一三〇二年)。爾來國王が軍用

金を徴せんとする時に屢々召集されたが、立法機關となることなく協賛機關たるに止まつたのである。獨逸の等族國家はこれと違つた形態をとつた。外部に對して國威を發揚したフリードリヒ二世(一二五二—一二九〇年)やフリードリヒ二世(一二二二—一二五〇年)も、國內において煥太利公やザクセン公が新しい國家理念を具現する領邦の形成に邁進し、伊太利諸都市同盟が同じく國家形成を開始したのを甘受せねばならなかつた。しかもこれ等諸侯は教會貴族と結んで帝國諸侯等族を形成しその勢力強化を圖るに及んで、諸侯たらざる國王の直臣——例へば伯——は國王との結合を斷たれ陪臣化すること多くなつて行つた。ここに獨逸は、一方において勢力を蠶食されつゝも尙中央政府の綜括者である皇帝と、他方において帝國議會(常置的立法機關)に自治的領邦の代表者として列する諸侯とが、相對峙する二元的等族國家となつたのである。しかも皇帝も諸侯も孰れも他を屈せしめることを得ず、この兩勢力の並立は獨逸帝國の終焉(一八〇六年)に至るまで存続したのであつた。その間皇帝は帝國統治に要する行政機關を缺き、司法機關は事實上諸侯によつて壟斷され、兵備のための資力もなかつた。都市民と結んでその經濟力乃至精神的援助を得んと企てる場合諸侯の妨礙によつて挫折せしめられるの恆であつた。従つて皇帝も亦、一箇の分國領主としてその家領經營から帝國歲入不足を補ふ方途を採らざるを得なかつた。このために廣大な家領を擁したルクゼンブルク家やハプスブルク家の如きのみが帝位を保持し得たのであつて、皇帝の自家權力擴充政策は結局獨逸中央權力維持策に外ならなかつたのである。しかもこの權力政策の故に皇帝と諸侯との間に利害鬭争は絶えることなく、この對立は第十六世紀の獨逸を西歐諸國民間の戰場たらしめ(三十年戦争)、獨逸の統一國家形成をくらしめたのであつた。個々の獨逸諸侯領——特にバイエルン、煥太利、ザクセンの如き大領邦、後年のプロイセンの基礎をなした獨逸騎士修道會領——において、熾しい國家生活——中央集權過程が開始されて行く時、夫々の分國主權を構成する權利の一

部——例へば貨幣鑄造權、關稅徵集權、護衛料徵集權、築城權等——は舊來帝國の權利たるものであつて、これを諸侯は實力を以て獲得したのであつた。然し分國主權がすべて帝國から篡奪した權利より成つたのではない。帝國が有さなかつた多くのもの又は等閑に附したものを諸侯自身つくりあげ、又は積極的に主導をとり、これを中央集權的官依國家の形成に採用したのである。例へば中央の官吏による行政機構、領内裁判權の統一、財政制度の整備、兵備、或は土地開發、商工業獎勵等これであつて、これ等からの租稅その他の收入を確保し得たが故に諸侯は皇帝に代つて獨逸全體を嚮導して行くことが出来たのであつた。この場合諸侯は一方的にその意志を押し通したのではなかつた。領内の聖俗有力者の既得權を顧慮せねばならなかつたのである。これ等勢力はその利益保全のために夫々横斷的に結合し、地方等族(小領主・騎士・市民)を形成した。故に領邦もその内部的政治構造としては、一方には諸侯自身、他方には地方等族の會議(時には農民代表も加はつた)との並立といふ形態であつて、獨逸帝國に比すれば小規模ではあつたが、二元的等族國家として現はれた點においては同じであつた。

かくの如き二元的等族國家は、スカンデナヴィアにも、スラヴ系諸國家(ベーマシ・波蘭・洪牙利等)にも、西班牙(アラゴン)にも、第十四世紀には出現した。個々の點には差異があるが、一方に王家・君主、他方に夫々の集團の利益を代表する等族があつて、國家權力がこの兩者の間に分割されたことは共通であつた。それは從者(受封者)が統治を主君から委ねられて執行した封建國家とは異なる。この等族國家は一般に存続期間が短く、中世末(第十五世紀末)に英吉利・佛蘭西・西班牙・獨逸大領邦等では絶對王政によつて廢棄されるに至つた。例へば英吉利においては、國王は經濟生活上の新興等族たる市民特に獨逸ハンザやヴェネチア等の外國商人と結合して財政的強化を圖り、以て舊來の等族勢力を打破する力を養つて行き、王位繼承を繞るヨーク、ランキャスター兩家間の謂ゆる薔薇戰爭によつて貴



族勢力が衰へたのを利用して主權を伸長し、中央集權的獨裁君主制のチュダー王朝(一四八五—一六〇三年)を確立したのであつた。佛蘭西のヴァロア、オルレアン王朝も略々同じ道程を辿つた。獨逸領邦でもメクレンブルクの如きは一八一八年に至るまで等族國家形態を維持したが、それに隣れるプロイセンでは王が武力において優勢であつたため早く廢絶されて、英・佛等に見る如き絶對王政が成立したのであつた。

## アダム・スミス「地代論」の一考察

島崎 隆夫

アダム・スミスは社會形態を社會の現實的歴史的發展の推移に即應せしめて區分し、各々異なる社會に異なる法則を安當せしめる。

元來「生産の社會的形態の如何を問はず、労働者と生産機關とは常に生産上の因子たるを失はぬ。然し、それが相互に分離された状態についていへば、此等の物はたゞ可能的にのみ生産の因子たるに過ぎぬのであつて、苟くも生産が行はれるためには、兩者の結合を必要とするのである。この結合が行はれる特殊の様式に従つて、社會構造の種々異なる經濟的時期の上に區別が與へられる。」註一 スミスは生産手段と労働力との結合の未分離の状態と、生産が「土地の私有と資本の蓄積」下に行はれる状態とを區別し、第一の社會に行はるゝ「價值法則」は第二の社會下に於ては新しく一つの變移を受け、相異なる社會に於ては異なる法則が支配する事を論じた。前者は「資本の蓄積と土地の私有に先立つ初期未開の社會 (In that early and rude state of society which……)」註二 即「原始的状態 (In that original state of things, which……)」註三であつて、生産手段と労働力とは同一人の手中に存在し、所謂「單